官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令（総務七七）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続終了決定関係　三
裁判所
破産、免責、会社更生関係　四
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三六
地方公共団体
解散命令、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○総務省令第七十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の三第一項、第二項（同条第六項及び同法第百二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十五日

総務大臣　林　芳正